

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>第10条から第11条の2まで((特別税額控除及び減価償却の特例)共通関係)</p> <p>(特定設備等の特別償却額の計算等)</p> <p><u>10～11の2共—1</u> 震災特例法第10条第1項、<u>第10条の2第1項</u>、<u>第10条の2の2第1項</u>、<u>第10条の5第1項</u>、<u>第11条及び第11条の2の規定を適用する場合については、措置法通達10の2～15共—1及び10の2～15共—2の取扱いを準用する。</u></p> <p>第10条((復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>(減価償却資産の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p><u>10—1</u> 個人が震災特例法第10条第1項の表の各号の第4欄に掲げる減価償却資産を当該各号の第2欄に掲げる区域内において当該各号の第3欄に掲げる事業の用に供した日の属する年(以下この項において「供用年」という。)の翌年以後の年において当該減価償却資産の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった減価償却資産に係る同条第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p> <p>(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)</p> <p><u>10—2</u> 震災特例法令第12条の2第4項各号に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。</p> <p>第10条の2((企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</p>	<p>第10条の2から第11条の2まで((特別税額控除及び減価償却の特例)共通関係)</p> <p>(特定設備等の特別償却額の計算等)</p> <p><u>10の2～11の2共—1</u> 震災特例法第10条の2第1項、<u>第10条の2の2第1項</u>、<u>第10条の2の3第1項</u>、<u>第10条の5第1項</u>、<u>第11条及び第11条の2の規定を適用する場合には、措置法通達10の2～15共—1及び10の2～15共—2の取扱いを準用する。</u></p> <p>第10条の2((復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>(減価償却資産の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p><u>10の2—1</u> 個人が震災特例法第10条の2第1項の表の各号の第4欄に掲げる減価償却資産を当該各号の第2欄に掲げる区域内において当該各号の第3欄に掲げる事業の用に供した日の属する年(以下この項において「供用年」という。)の翌年以後の年において当該減価償却資産の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった減価償却資産に係る同条第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p> <p>(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)</p> <p><u>10の2—2</u> 震災特例法令第12条の2第4項各号に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。</p> <p>第10条の2の2((企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度に係る取扱いの準用)</p>

10の2—1 震災特例法第10条の2第3項の規定に係る税額控除限度額の計算等については、10—1及び10—2の取扱いを準用する。

**第10条の2の2**（避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）

10の2の2—1 震災特例法第10条の2第1項に規定する個人が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定機械装置等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定機械装置等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該個人の営む事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。

（従業者の範囲）

10の2の2—2 震災特例法第10条の2第1項に規定する「従業者」とは、使用人その他の者で、個人の事業に現に従事する者をいうものとする。

（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度に係る取扱いの準用）

10の2の2—3 震災特例法第10条の2第3項の規定に係る税額控除限度額の計算等については、10—1及び10—2の取扱いを準用する。

**第11条の2**（被災者向け優良賃貸住宅の割増償却）関係

（特定都市再生建築物に被災者向け優良賃貸住宅が含まれる場合）

**11の2—4の3** 措置法第14条第2項に規定する特定都市再生建築物の全部又は一部を取得した場合において、その取得した部分に被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分が含まれているときは、当該被災者向け優良賃貸住宅部分については震災特例法第11条の2第1項の規定を適用し、それ以外の部分については措置法第14条第1項の規定を適用することができることに留意する。

（廃止）

（廃止）

10の2の2—1 震災特例法第10条の2の2第3項の規定に係る税額控除限度額の計算等については、10の2—1及び10の2—2の取扱いを準用する。

**第10条の2の3**（避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）

10の2の3—1 震災特例法第10条の2の3第1項に規定する個人が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定機械装置等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定機械装置等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該個人の営む事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。

（従業者の範囲）

10の2の3—2 震災特例法第10条の2の3第1項に規定する「従業者」とは、使用人その他の者で、個人の事業に現に従事する者をいうものとする。

（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度に係る取扱いの準用）

10の2の3—3 震災特例法第10条の2の3第3項の規定に係る税額控除限度額の計算等については、10の2—1及び10の2—2の取扱いを準用する。

**第11条の2**（被災者向け優良賃貸住宅の割増償却）関係

（特定都市再生建築物等に被災者向け優良賃貸住宅が含まれる場合）

**11の2—4の3** 措置法第14条第2項に規定する特定都市再生建築物等の全部又は一部を取得した場合において、その取得した部分に被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分が含まれているときは、当該被災者向け優良賃貸住宅部分については震災特例法第11条の2第1項の規定を適用し、それ以外の部分については措置法第14条第1項の規定を適用することができることに留意する。

**第11条の3の2**（福島再開投資等準備金）関係

（国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の減価償却資産の取得価額要件の判定）

11の3の2—1 震災特例法令第13条の2の3第2項第1号の機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物で、一の設備を構成するものの取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうかを判定する場合において、その一の設備を構成するもののうちに法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、所得税法施行令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

震災特例法令第13条の2の3第2項第2号の機械及び装置で一の設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうかの判定についても、同様とする。